

# 鳥取県障がい者スポーツ協会育成強化指定選手・団体選考規程

## 1 育成強化指定選手選考の理念

鳥取県障がい者スポーツ協会は、全国障害者スポーツ大会等の国内大会や、パラリンピック、デフリンピック等の国際大会で活躍できる選手の輩出を目指し、個人・団体競技の強化指定選手を選考し育成する。もって、鳥取県内の障がい競技者人口の増加と競技力の向上に資するものとする。育成強化指定については、原則、競技力向上対策事業の次代を担うアスリート発掘・育成事業より補助する。

## 2 育成強化指定選手選考基準

**【目的】** パラリンピック・デフリンピック・Virtus グローバルゲームズ、世界選手権、アジアパラ競技大会、アジアユースパラ競技大会に出場できる可能性のある選手を指定し、育成する。

**【対象種目】** パラリンピック・デフリンピック Virtus グローバルゲームズ、アジアパラ競技大会、アジアユースパラ競技大会、競技別世界選手権で実施される競技種目

**【選考対象】**

- ①当該年度4月1日で14歳以上
- ②過去にJ-starプロジェクト対象選手となつたが、中央競技団体の強化指定にならなかつた者
- ③ジュニアアスリート事業で発掘した選手のうち、大会に出場し、上位3位までの成績を収めた者
- ④選考対象種目の競技団体への選手登録者もしくは、すみやかに登録をする意志の在る者

**【補助金の額】** 選手1名につき上限10万円および支援競技団体へ5万円

## 3 育成強化指定団体選考基準

**【目的】** 鳥取県代表チームとして全国規模の大会へ出場できるチームの育成

**【対象種目】** 全国障害者スポーツ大会団体種目

**【選考対象】**

- ①当該年度4月1日で14歳以上の選手で構成されたチーム
- ②大会出場へ向けて定期的に練習会を実施しているチーム（月1回以上）
- ③大会出場へ向けてルール等を熟知した指導者がいるチーム
- ④翌年度に競技団体を設立し、（一社）鳥取県障がい者スポーツ協会の加盟競技団体に入る意志の在るチーム

**【補助金の額】** 1チームにつき上限10万円

## 4 育成強化指定選手・団体の推薦について

1) 推薦者は次のとおりとする。

- ①（一社）鳥取県障がい者スポーツ協会の加盟競技団体
- ②（公財）鳥取県スポーツ協会の加盟競技団体
- ③中央競技団体登録者が所属する団体（チーム）（①②は除く。）
- ④県内の中学校、高等学校、特別支援学校
- ⑤パラアスリートの指導に関わっている指導者
- ⑥県内で活動しているクラブチーム

- 2) 推薦者は選考基準の他次のことも考慮して、県障がい者スポーツ協会へ推薦するものとする。
- ①健康上の問題が無く、礼節と規律を遵守するなど、鳥取県を代表するに相応しい資質を有すること。
  - ②本人の日頃の練習量や練習態度、熱意、将来性等を総合的に勘案して有望な選手であると認められること。
  - ③本人及び保護者の了解を得ておくこと。
  - ④クラス分けのある競技は、該当するクラス（国際・国内）を調べておくこと。

## 5 育成強化指定選手の決定

- 1) 育成強化指定選手・団体の決定は、県障がい者スポーツ協会会長を選考委員長とする選考委員会を設けて審議し、決定する。
- 2) 1) の選考委員会は、県障がい者スポーツ協会会長、事務局長、事務局次長および担当主査をもって構成する。
- 3) 育成強化指定選手および団体の数は各年度それぞれ2名（チーム）までとする。
- 4) 育成強化指定選手および団体の連続指定は3年を限度とする。
- 5) 育成強化指定選手・団体としてふさわしくないと認められる場合には、選考委員会の審議を経て指定を取り消すことができるものとする。

### 附則

この規程は令和7年5月23日から施行する。